

## 八王子市農村環境改善センター指定管理者選定委員会設置要綱

平成23年8月18日施行

### (目的)

第1条 八王子市産業振興部農林課の所管する八王子市農村環境改善センターの管理を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市農村環境改善センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定委員会は、恩方農村環境改善センター及び上川農村環境改善センターの指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

1. 応募書類の審査、評価に関すること。
2. 候補者の選定に関すること。
3. その他

### (構成)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は産業振興部長とし、副委員長は委員長が指名する。

2. 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (組織)

第4条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

### 附則

#### (施行期日)

1. この要綱は、平成23年 8月18日から施行する。
2. この要綱は、平成24年 3月31日をもって、その効力を失う。

別 表

八王子市農業委員会を代表する者

八王子市農業協同組合を代表する者

学識経験者

産業振興部長

企業支援担当部長

別 表

八王子市農村環境改善センター指定管理者選定委員会委員名簿

就任期間 平成23年9月15日から平成24年3月31日

| 氏 名     | 所 属 等          |
|---------|----------------|
| 小 林 隆 宣 | 産業振興部長         |
| 志 村 勝   | 企業支援担当部長       |
| 和 田 昌 明 | 八王子市農業委員会会長    |
| 内 田 治   | 八王子市農業協同組合常務理事 |
| 佐 藤 剛   | 学識経験者（元八事務所長）  |